

令和6年9月17日

## 特別用途食品の許可について

消費者庁では、本日、健康増進法第43条第1項の規定に基づき特別用途食品の表示許可を行いましたので公表いたします。

今回許可を行ったのは、別紙の2件です。

(参考)

特別用途食品とは、乳児、幼児、妊産婦、病者等の発育、健康の保持・回復等の特別の用途に適する旨を表示して販売される食品です。特別用途食品として販売するためには、その表示について国の許可を受ける必要があります。

詳しくは、「特別用途食品とは」を御覧ください。

(担当) 消費者庁食品表示課 松浦、挽地

TEL : 03-3507-9220 (直通)

(別紙)

| 番号 | 区分     | 商品名             | 申請者       | 法人番号          | 許可を受けた表示内容                                                               | 許可番号      |
|----|--------|-----------------|-----------|---------------|--------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 1  | 経口補水液  | ゲンキー経口補水液アップル風味 | ゲンキー株式会社  | 9210001007535 | 本品は、感染性胃腸炎による下痢・嘔吐の脱水状態の際の水分・電解質の補給に適しています。                              | 第2024010号 |
| 2  | 総合栄養食品 | アイソカルサポート       | ネスレ日本株式会社 | 4140001033865 | 本品は、食事として摂取すべき栄養素をバランスよく配合した総合栄養食品で、疾患などにより通常の食事で十分な栄養を摂ることが困難な方に適しています。 | 第2024011号 |